令和2年 綾瀬市議会12月定例会議案

綾 瀬 市

番	号	題名	ページ
議	案		
8	4	綾瀬市行政組織条例の一部を改正する条例	1
8	5	綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を 改正する条例	4
8	6	綾瀬市公共施設等総合管理基金条例	8
8	7	綾瀬市諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例	1 0
8	8	綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例	1 1
8	9	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	1 2
9	0	綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 3
9	1	綾瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例	1 5
9	2	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	1 6
9	3	工事請負契約の締結について(令和2年度光綾公園多目的球場整備 工事)	1 8
9	4	工事請負契約の締結について(令和2年度光綾公園北側駐車場等整 備工事)	1 9
9	5	動産の取得について(綾瀬市立小・中学校GIGAスクール用端末 等調達物品)	2 0
9	6	動産の取得について (綾瀬市立小・中学校 I C T 用プロジェクター)	2 1
9	7	指定管理者の指定の期間の変更について (綾瀬西デイサービスセンター)	2 2
9	8	指定管理者の指定の期間の変更について(綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設及び綾瀬市都市公園等)	2 3
9	9	令和2年度綾瀬市一般会計補正予算(第8号)	別冊
1 (0 0	令和2年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
1 (0 1	令和2年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊

綾瀬市行政組織条例の一部を改正する条例

綾瀬市行政組織条例(昭和60年綾瀬市条例第2号)の一部を次のように改正する。 第2条各号を次のように改める。

(1) 市長室

- ア 秘書に関すること。
- イ 褒賞及び表彰に関すること。
- ウ 広報に関すること。
- エ 危機管理、防災及び防犯に関すること。
- オ 基地の対策及び活用に関すること。

(2) 経営企画部

- ア 行政施策の企画、調整及び調査に関すること。
- イ 行政組織及び行政経営に関すること。
- ウ財政に関すること。
- エ 契約及び検査に関すること。
- オ 議会、文書、法制、統計、情報公開及び個人情報保護に関すること。
- カ 情報化に関すること。

(3) 総務部

- ア 職員の人事、研修及び福利厚生に関すること。
- イ財産管理に関すること。
- ウ 公共用地に関すること。
- エ 公共施設マネジメントに関すること。
- オ税務に関すること。

(4) 福祉部

- ア 社会福祉に関すること(健康こども部が所管するものを除く。)。
- イ 介護保険に関すること。
- ウ 国民健康保険及び国民年金に関すること。

(5) 市民環境部

- ア市民活動に関すること。
- イ 交通安全に関すること。
- ウ 男女共同参画社会及び友好親善に関すること。
- エ 多文化共生に関すること。
- オ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- カ 広聴及び市民相談に関すること。
- キ 環境保全及び清掃に関すること。
- ク生涯学習に関すること。
- ケ文化、芸術及び市史に関すること。

(6) 健康こども部

- ア児童に関すること。
- イ青少年に関すること。
- ウ保健衛生に関すること。
- エスポーツに関すること。

(7) 産業振興部

- ア 商業及び観光に関すること。
- イ工業及び企業誘致に関すること。
- ウ農業に関すること。

(8) 都市部

- ア都市計画に関すること。
- イ 開発指導に関すること。
- ウ建築に関すること。
- エ 市街地整備に関すること。
- オ 土地区画整理事業に関すること。
- カ 公園及び緑地に関すること。

(9) 十木部

- ア 道路に関すること。
- イ下水道に関すること。
- ウ河川に関すること。
- エーインターチェンジに関すること。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

行政組織の見直しを図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正 する条例

(綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第1条 綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成28年綾瀬市 条例第23号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)」を「次に掲げる教育に関する事務」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること (法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育 機関のみに係るものを含む。)。
 - ア 綾瀬市立図書館条例(平成19年綾瀬市条例第24号)に基づき設置する 綾瀬市立図書館及び次に掲げる分室
 - (ア) 綾瀬市北の台図書室
 - (イ) 綾瀬市寺尾いずみ図書室
 - (ウ) 綾瀬市南部ふれあい図書室
 - イ 綾瀬市立公民館条例(平成26年綾瀬市条例第17号)に基づき設置する 綾瀬市立中央公民館及び次に掲げる分館
 - (ア) 綾瀬市立中央公民館中村地区センター
 - (イ) 綾瀬市立中央公民館早園地区センター
 - (ウ) 綾瀬市立中央公民館吉岡地区センター
 - (エ) 綾瀬市立中央公民館綾南地区センター
 - (オ) 綾瀬市立中央公民館北の台地区センター
 - ウ 綾瀬市神崎遺跡資料館条例(平成27年綾瀬市条例第38号)に基づき設置する綾瀬市神崎遺跡資料館
- (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
- (3) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。

(4) 文化財の保護に関すること。

(綾瀬市文化会館条例の一部改正)

第2条 綾瀬市文化会館条例(平成26年綾瀬市条例第18号)の一部を次のように 改正する。

第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条第5号、第10条第1項及び第1 8条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(綾瀬市コミュニティセンター条例の一部改正)

第3条 綾瀬市コミュニティセンター条例(平成26年綾瀬市条例第19号)の一部 を次のように改正する。

第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条第6号、第11条第1項及び第1 9条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 綾瀬市附属機関の設置に関する条例(昭和53年綾瀬町条例第13号)の一部を 次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

綾瀬市文化財	綾瀬市文化財保護条例(昭和53年	5人以内	2年
保護委員会	綾瀬町条例第20号)に基づき、市		
	内所在の文化財の保存、活用等に関		
	し、市長の諮問に応じて調査審議し、		
	その結果を答申し、又は意見を建議		
	すること。		
綾瀬市文化会	文化会館における各種事業の企画実	10人以内	2年
館運営審議会	施について、市長の諮問に応じて調		
	査審議し、その結果を答申し、又は		
	意見を建議すること。		

別表教育委員会の部綾瀬市文化財保護委員会の項及び綾瀬市文化会館運営審議会の項を削る。

(綾瀬市文化財保護条例の一部改正)

3 綾瀬市文化財保護条例(昭和53年綾瀬町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「綾瀬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第4号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項中「市」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「ともに」を「ともに、」に改める。

第10条中「市」を「市長」に改める。

第11条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「き損」を「 毀損」に、「市」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(綾瀬市立図書館条例の一部改正)

4 綾瀬市立図書館条例(平成19年綾瀬市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「綾瀬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条第2項、第5条、第6条第4号、第10条ただし書及び第12条第1項中 「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(綾瀬市立公民館条例の一部改正)

5 綾瀬市立公民館条例(平成26年綾瀬市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「綾瀬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長

」に改める。

第6条第2項、第7条第2項、第8条、第9条第6号、第13条第1項及び第2 1条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(綾瀬市神崎遺跡資料館条例の一部改正)

6 綾瀬市神崎遺跡資料館条例(平成27年綾瀬市条例第38号)の一部を次のよう に改正する。

第3条中「綾瀬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(経過措置)

7 この条例の施行の日前に本則各号に掲げる教育に関する事務に関し綾瀬市教育委員会がした処分その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するもの又は綾瀬市教育委員会に対してされた申請その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

社会教育、文化及び文化財の保護に関する事務について他の行政分野との一体的な 施策の推進に資するよう、教育委員会の職務権限に係るこれらの事務を市長が管理し、 及び執行することとするため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市公共施設等総合管理基金条例

(設置)

第1条 公共施設等の計画的な保全及び更新に要する資金に充てるため、綾瀬市公共 施設等総合管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において公共施設等とは、庁舎、教育施設その他公用又は公共用に 供する施設をいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。) で定める額とする。

(管理)

- 第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

- 第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第7条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的のために要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算に計上して処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(綾瀬市の基金の処分の特例に関する条例の一部改正)

2 綾瀬市の基金の処分の特例に関する条例(平成15年綾瀬市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(13) 綾瀬市公共施設等総合管理基金条例(令和 年綾瀬市条例第 号) 令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

公共施設の計画的な保全及び更新に係る将来の財政需要への対応に資するため、基金を設置いたしたく提案するものであります。

綾瀬市諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例

綾瀬市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和63年綾瀬市条例第5号)の一部を 次のように改正する。

附則第4項中「第3条に」を「第3条第1項に」に、「同条」を「同項」に改め、「にかかわらず、」の次に「各年の延滞金特例基準割合(」を加え、「各年の特例基準割合」を「延滞金特例基準割合をいう。以下この項において同じ。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。 令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員定数条例(昭和43年綾瀬町条例第2号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項ただし書中「取得している職員」を「している職員、休職にされてい る職員」に改め、同条第2項中「のうち」の次に「、休職にされている職員が復職し た場合はその復職した日から起算して1年を超えない期間内」を加え、「場合は、」 を「場合は」に改め、「限り、」の次に「当該職員及び」を加える。

別表市長の事務部局の職員の項中「444」を「470」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の項中「50」を「37」に改め、同表消防長の事務部局の職員の項中「127」を「133」に改め、同表合計の項中「642」を「661」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

機構改革等に伴う職員の定数の見直しのため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例(昭和52年綾瀬町条例第11号)の一部を次のように改正する。 第10条中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適 用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例(昭和32年綾瀬町条例第4号)の一部を次のように改 正する。

第12条中「同条第3項本文」を「第3条第3項本文」に、「同条第4項本文」を 「第3条第4項本文」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者 並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与 所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に 規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額 が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的 年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係 る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規 定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的 年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該 公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する 者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号中「33万円」を「4 3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世 帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所 得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、 同条第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合に あつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得 た金額を加算した金額)」に改める。

附則第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「」とあるのは、」を「及び山林所得金額」とあるのは」に改め、「とする。)」の次に「及び山林所得金額」

と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条及び附則第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康 保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前 の例による。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年綾瀬市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項を次のように改める。

(経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに法第46条第1項の 指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定す る管理者(以下この項において「管理者」という。)が主任介護支援専門員でない ものに限る。)については、第6条第2項の規定にかかわらず、引き続き同日にお ける管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第3 8号)の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例(昭和37年綾瀬町条例第9号)の一部を次のように改正する。 第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。)をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

- 第11条の2第1項第12号に次のように加える。
 - ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- 第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。
- (13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てん」を「充塡」に改め、同号を同条第15号とし、同条 第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11 条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適 用については、なお従前の例による。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例 の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するも のであります。

工事請負契約の締結について

令和2年度光綾公園多目的球場整備工事の請負契約を次のとおり締結します。

1 請負契約者 門倉組・秋南興業 特別共同企業体

代表構成員

神奈川県藤沢市辻堂元町4丁目17番22号

株式会社門倉組

代表取締役 小澤 智幸

- 2 請負契約金額 342,996,500円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履 行 場 所 綾瀬市深谷上4丁目地内 令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和2年度光綾公園多目的球場整備工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和2年度光綾公園北側駐車場等整備工事の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 神奈川県綾瀬市寺尾南3丁目6番25号
 - 時田建設株式会社

代表取締役 時田 章

- 2 請負契約金額 160,778,200円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履 行 場 所 綾瀬市深谷上4丁目地内 令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和2年度光綾公園北側駐車場等整備工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 綾瀬市立小・中学校GIGAスクール用端末等調達物品
- 2 契約金額 423,500,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番地6 横浜みなと第一生命ビル11階

株式会社ウチダシステムズ 神奈川支社

支社長 小江 光明

4 契約の方法 一般競争入札令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市立小・中学校GIGAスクール用端末等調達物品を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 綾瀬市立小・中学校ICT用プロジェクター
- 2 契約金額 25,740,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番地6 横浜みなと第一生命ビル11階

株式会社ウチダシステムズ 神奈川支社

支社長 小江 光明

4 契約の方法 一般競争入札令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市立小・中学校ICT用プロジェクターを取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり指定管理者の指定の期間を変更するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 綾瀬西デイサービスセンター
 - (2) 所在地 綾瀬市早川1485番地1
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人 道志会
 - (2) 代表者 理事長 川 邊 溪 子
 - (3) 所在地 綾瀬市早川城山2丁目11番3号
- 3 指定の期間

変更前 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

4 変更理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に予定していた当該施設の 次期指定管理者の公募及び選定を次年度に延期するに当たり、令和3年3月31日 に満了となる現行の指定の期間を延長するため。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

平成27年12月16日に議会の議決を得た綾瀬西デイサービスセンターにおける 指定管理者の指定の期間を変更いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定 により提案するものであります。

指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり指定管理者の指定の期間を変更するものとする。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
綾瀬市民スポーツセンター	綾瀬市深谷上3丁目6番1号
本蓼川テニスコート	綾瀬市本蓼川284番地
蓼川スポーツ広場	綾瀬市蓼川3丁目1448番地
早川城山多目的広場	綾瀬市早川城山4丁目3番1
綾瀬スポーツ公園第1野球場	綾瀬市本蓼川345番地
綾瀬スポーツ公園第2野球場	
綾瀬スポーツ公園ソフトボール場	
綾瀬スポーツ公園第1多目的広場	
綾瀬スポーツ公園第2多目的広場	
綾瀬スポーツ公園テニスコート	
綾瀬スポーツ公園レストハウス	
光綾公園野球場	綾瀬市深谷上4丁目5234番地

- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 日産・相鉄共同事業体
 - (2) 代表者 株式会社日産クリエイティブサービス 代表取締役 髙 橋 徹
 - (3) 所在地 横浜市戸塚区上矢部町2384番地
- 3 指定の期間

変更前 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで 変更後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

4 変更理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に予定していた当該各施設の次期指定管理者の公募及び選定を次年度に延期するに当たり、令和3年3月31

日に満了となる現行の指定の期間を延長するため。 令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

平成27年12月16日に議会の議決を得た綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設における指定管理者の指定の期間を変更いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。